

# 公共柵設置（移設・増設等）に伴う申請等手続き

H24. 12

	提出書類	提出部数
1	<p>◎事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共柵設置（移設・増設）の可否の確認（下水道管理者）</li> <li>・公共柵設置（移設・増設）に伴う埋設物占用の可否、埋設深さ、復旧範囲及び舗装構成等の確認（道庁管理者）</li> </ul>	
2	<p>◎公共柵設置（移設・増設）届の提出</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①位置図（広域）</li> <li>②案内図（住宅地図等）</li> <li>③平面図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>上流人孔～支管～境界～公共柵、それぞれの区間距離を記載し、そのうち、支管～境界については占用延長として明示すること</u></li> </ul> </li> <li>④配管計画図（宅内排水設備の平面図）</li> <li>⑤縦断図（宅内～公共柵～本管までの縦断図） <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>公共柵深さの決定根拠を記載すること</u></li> </ul> </li> <li>⑥公共柵及び取付管構造図</li> <li>⑦土工及び復旧断面図</li> <li>⑧舗装復旧平面図</li> <li>⑨確約書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工業者が未定の場合は、道路占用申請の手続きまでに確定し、再提出すること</li> </ul> </li> <li>⑩現地写真</li> <li>⑪その他必要な資料</li> </ul> <p>※ <u>図面は集約記載も可とする</u></p>	1部
3	<p>○道路占用申請の手続き</p> <p>[提出書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公共柵設置（移設・増設）届&lt;添付書類&gt;①～③、⑥～⑧</li> <li>②占用物件等概要書</li> <li>③その他必要な資料</li> </ul>	2部
4	<p>○道路交通止申請、道路交通止通知及び道路実施協議の手続き</p> <p>[提出書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公共柵設置（移設・増設）届&lt;添付書類&gt;①</li> <li>②交通止箇所図（区域外流入許可申請&lt;添付書類&gt;②の交通止道路部分に着色）</li> <li>③迂回路図（全面交通止のみ）</li> <li>④その他必要な資料</li> </ul> <p>※ <u>上記については、下水道課が道路管理者及び警察署への申請手続きを行います。</u> <u>なお、手続き完了までには3週程度を要します</u></p>	10部
5	◎道路使用許可の手続き	

6	◎工事着工届の提出 <添付書類> ①位置図 ②工事工程表 ③道路使用許可書の写し ④受益者負担金相当額領収書の写し ⑤その他必要な資料	1部
7	◎材料検査願の提出	1部
8	○材料検査	
9	○工事施工	
10	◎工事完成届の提出 <添付書類> ①完成図書（工事の出来形が確認できる平面図等） ・上流人孔～支管～境界～公共柵までのそれぞれの区間距離を記載 ・公共柵深（流入側）を記載 ・舗装の復旧範囲を記載 ②工事写真 ・着工前、完成 ・取付管等の布設状況が確認できるもの ・基礎厚、埋戻し、路盤及び舗装版の復旧状況及び出来形が確認できるもの	1部
11	○工事完成検査	1部
12	◎工作物引渡書の提出	1部

※ ◎部分は、申請者（施工業者）による申請等の手続きです。なお、工事費は申請者負担となります